

『新しい融資のかたちがわかる 企業価値担保権入門』  
誤記のお詫びと訂正のお願い

標記通信講座のテキストにおきまして、内容の一部に誤りがありました。誠に申し訳ございません。お詫び申し上げますとともに、下記のように訂正してご利用くださいますようお願い申し上げます。

## 記

## ◆95頁15行目

(誤) (法33条2項)

(正) (法32条、33条2項)

## ◆109頁6行目

(誤) ……、既存の銀行や信託銀行等が

(正) ……、既存の銀行や信用金庫等が

## ◆109頁8行目

(誤) ではなく、登録や届け出で対応できるように設計されています。

(正) ではなく、届け出で対応できるように設計されています (図表3-8)。

## ◆109頁22行目から110頁3行目まで

削除

## ◆116頁6行目から11行目目の解説を下記に変更

一方で、一般事業会社が企業価値担保権信託会社を営む場合は、免許申請が必要になります(図表3-11)。法34条には、免許を受けようとする一般事業会社等が、申請の際に記載する具体的な事項について定められています。このように、企業価値担保権の普及を促進するため、一般事業会社等と銀行や信用金庫との差を設け、金融庁の適切な監督下に置かれている金融機関にとっては簡易な手続きでの業務遂行を可能にしています。

## ◆117頁下から4行目

(誤) 企業価値担保権信託業務は、登録や届け出で対応可能。

(正) 企業価値担保権信託業務は、届け出等で対応可能。

## ◆124頁下から6行目(2025年12月15日第2刷以降は修正を反映しております。)

(誤) 特定担保債権

(正) 特定被担保債権

## ◆141頁6行目(2025年12月15日第2刷以降は修正を反映しております。)

(誤) 委託者

(正) 受益者

以上